

令和2年度 事業概要

越谷市保健所生活衛生課
食肉衛生検査所

目次

1 食肉衛生検査所の概要	1
(1) 庁舎	1
(2) 沿革	3
(3) 組織	3
(4) 所管処理場	4
(5) 許認可事務等	6
2 と畜検査業務の概要	8
(1) と畜検査の概要	8
(2) 稼動日数及びと畜検査頭数	9
(3) とさつ禁止又は廃棄したものの原因	13
3 食鳥検査業務の概要	14
(1) 食鳥検査の概要	14
(2) 指導助言等の実施状況	15
(3) 確認状況報告	15
4 精密検査業務の概要	16
(1) 精密検査の概要	16
(2) 精密検査実施状況	16
5 衛生指導の実施状況	17
(1) 衛生指導の概要	17
(2) と畜場における枝肉の衛生検査実施状況	17
(3) 食肉衛生月間の実施状況	18
(4) 牛の特定部位の分別管理	20
6 研修会、会議等	21
7 調査研究	22
8 参考資料	23
(1) 越谷市食肉衛生検査所処務規程	23
(2) 越谷市事務専決規程(抜粋)	24
(3) 越谷市手数料条例(抜粋)	25

1 食肉衛生検査所の概要

(1) 庁舎

ア 事務所

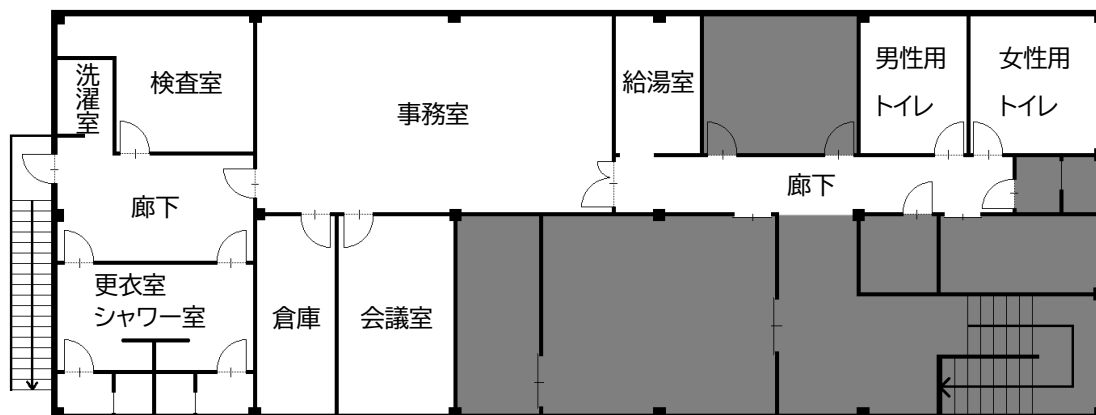
名称 越谷市食肉衛生検査所
所在地 〒343-0012 埼玉県越谷市増森一丁目5番地1
(越谷市動物管理センター2階)

設置年月日 平成27年4月1日

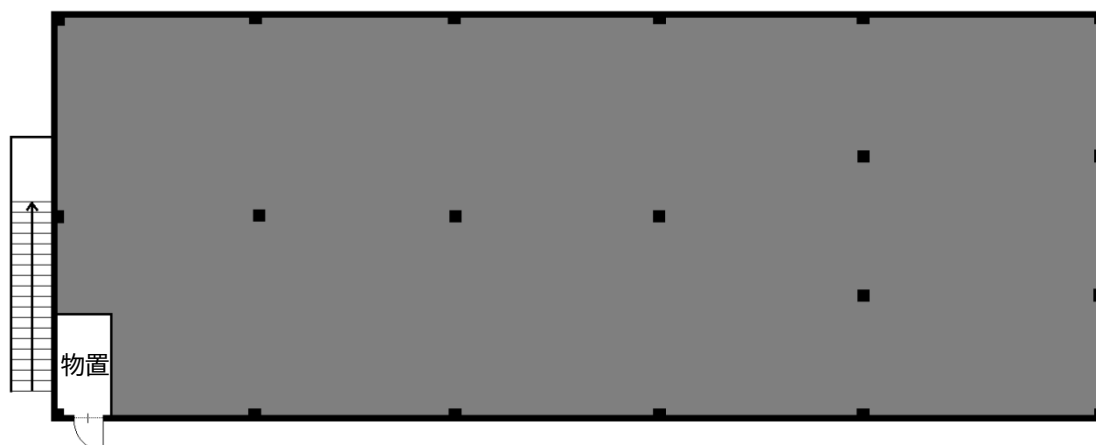
延面積 176.52㎡

平面図

(2階)



(1階)



※塗りつぶし部分は動物管理センターエリア

イ 精密検査室

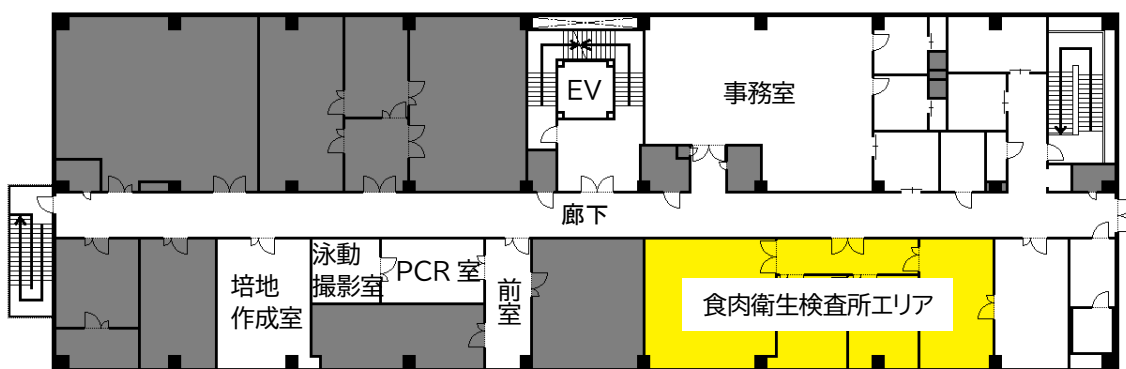
所在地 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目 31 番地
(越谷市保健所 3 階)

設置年月日 平成 27 年 4 月 1 日

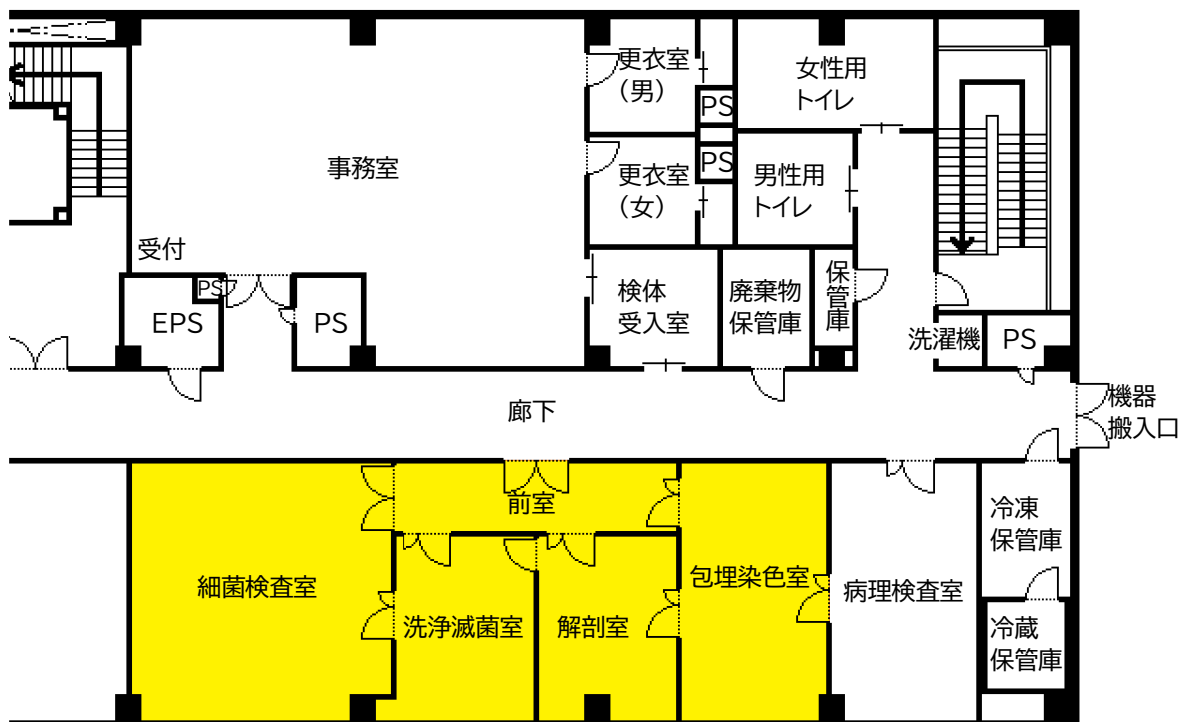
延面積 130.2 m²(食肉衛生検査所エリア)
303.6 m²(階段・廊下等を除いた共有エリア)

平面図

(3 階全体)



※白抜き部分は共有エリア、塗りつぶし部分は衛生検査課エリア等
(食肉衛生検査所エリア拡大)

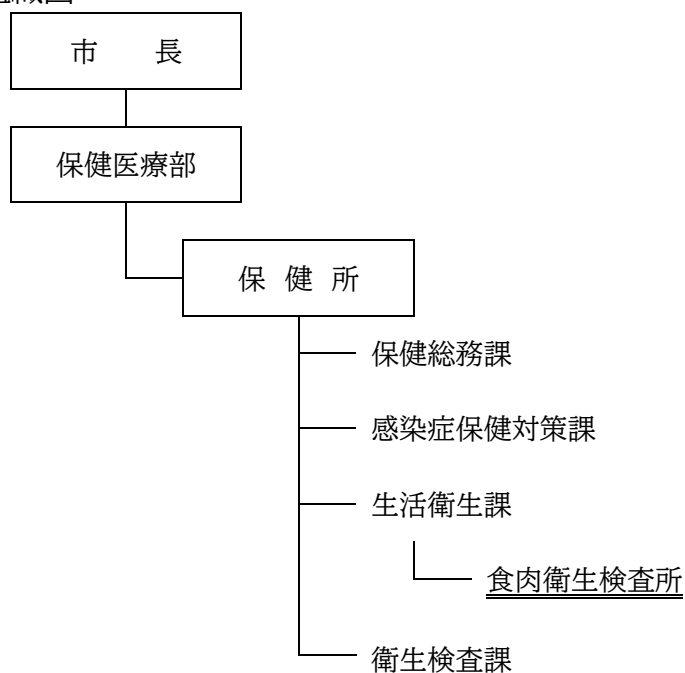


(2) 沿革

年月日	事項
平成 23 年 4 月	中核市移行に向け、保健所準備室を設置。
平成 25 年 4 月	実務研修職員として、埼玉県食肉衛生検査センターへ獣医師 4 名の派遣を開始。
平成 26 年 4 月	前年度に加え、埼玉県食肉衛生検査センターへ獣医師 2 名を実務研修職員として派遣開始。
平成 27 年 4 月	中核市移行に伴い、越谷市動物管理センター 2 階に食肉衛生検査所を設置。

(3) 組織

ア 組織図



イ 職員構成

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

職種	獣医師				合計
	所長	主査	主任	獣医師	
人数	1	5	4	0	10

(4) 所管処理場

ア と畜場

一般と畜場 1 件

簡易と畜場 0 件

と畜場 番号	と畜場名	所在地	開設年	許可頭数(頭/日)	
				大動物	小動物
1	越谷食肉センター	埼玉県越谷市増森 一丁目 12 番地	昭和 44 年	80	1000

イ 食鳥処理場

大規模食鳥処理場 0 件

認定小規模食鳥処理場 7 件

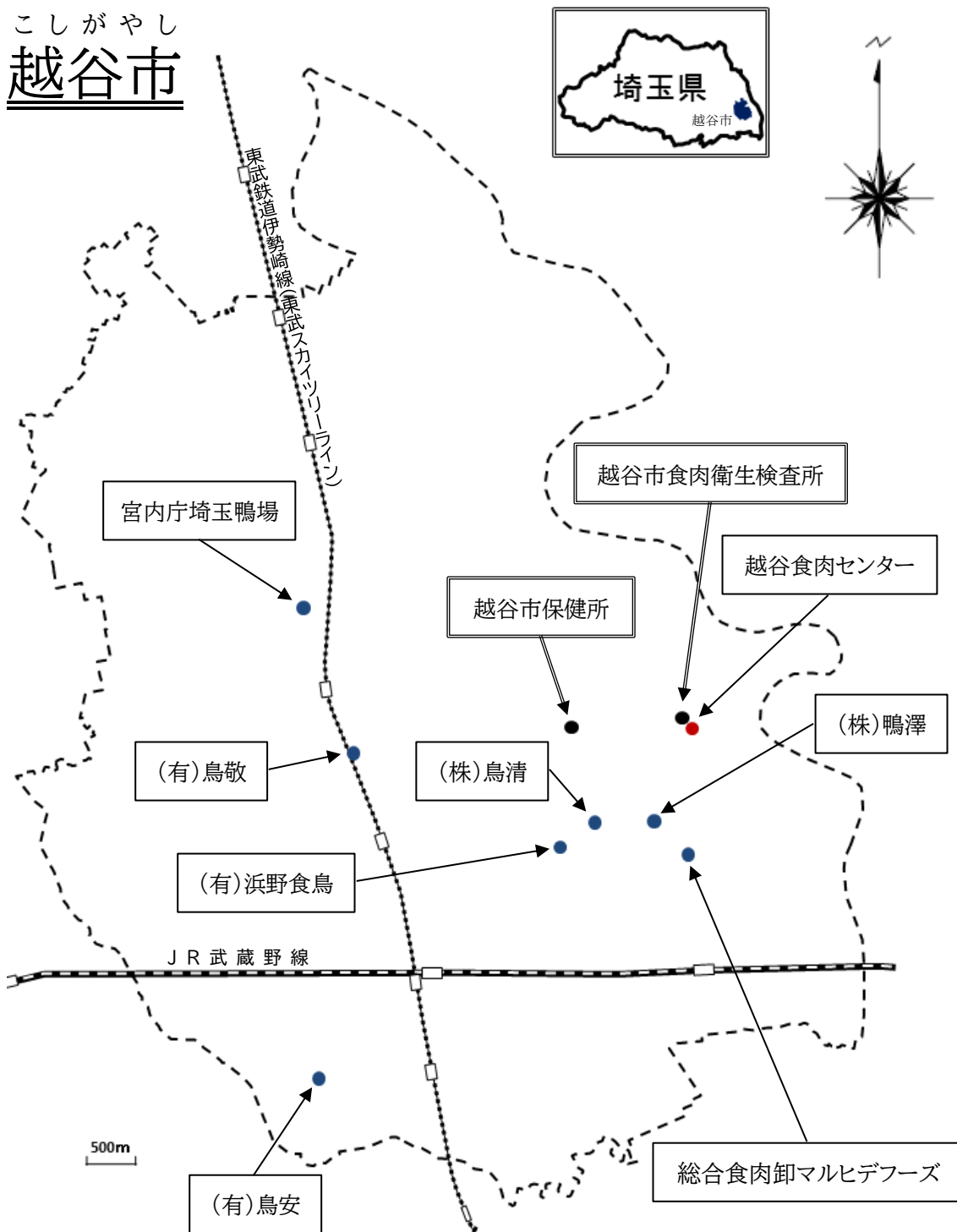
処理場名	許可年月日	取り扱う 食鳥の種類	生鳥取扱い の有無
有限会社 鳥安	平成 4 年 3 月 13 日	あひる	無
有限会社 浜野食鳥	平成 4 年 4 月 10 日	鶏	有
総合食肉卸マルヒデフーズ	平成 10 年 1 月 6 日	鶏	無
宮内庁埼玉鴨場	平成 12 年 11 月 6 日	あひる	有
有限会社 鳥敬本店	平成 13 年 11 月 6 日	あひる	無
株式会社 鴨澤	平成 21 年 5 月 1 日	あひる	無
株式会社 鳥清	平成 29 年 3 月 8 日	鶏	無

ウ 届出食肉販売業者

届出食肉販売業者 1 件

事業所名	届出年月日	届出者
株式会社 鳥清	平成 29 年 2 月 28 日	株式会社 鳥清

エ 食肉衛生検査所と管内処理場との位置関係



(5) 許認可事務等

ア と畜場法第 12 条第 1 項の規定によると畜場使用料・とさつ解体料認可

と畜場名	許可年月日	と畜場使用料及びとさつ解体料の合計※(円)					
		牛	仔牛※※	馬	豚	めん羊	山羊
越谷食肉センター	R2.7.8	8,800	8,800	8,800	1,980	2,200	2,200

※合計金額のみ設定

※※仔牛とは、生後 1 年未満の牛をいう。

イ 牛の皮のと畜場外への持出し許可

と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の施設に対して持出しの許可をしました。

持出しを行うと畜場	持ち出した牛の皮を保存する施設	施設の所在地
越谷食肉センター	株式会社 大津屋	東京都台東区
	有限会社 石川商店	埼玉県さいたま市

ウ と畜検査合格証明

申請を受け、次のとおり証明書の発行を行いました。

対象部位	証明書発行枚数
牛枝肉	69 通
牛原皮	0 通
豚原皮	24 通

エ 輸出食肉衛生証明書

令和 3 年 3 月 31 日現在、越谷食肉センター及び併設する食肉処理場は、マカオ、台湾、タイ及びシンガポールへの輸出食肉取扱施設に認定されています。

令和 2 年度は下記のとおり証明書の発行を行いませんでした。

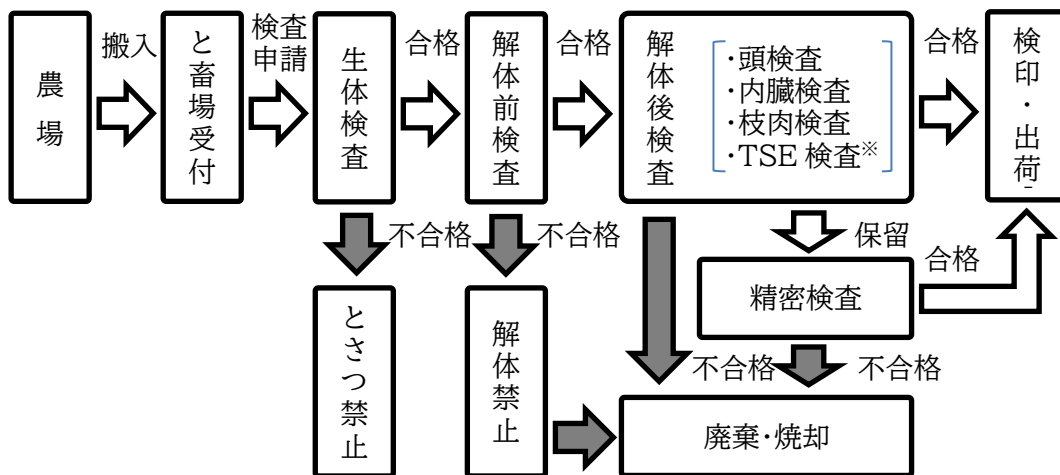
輸出国	獣種	発行枚数	重量
マカオ	牛	0 通	0 Kg
台湾	牛	7 通	645 Kg
タイ	牛	0 通	0 Kg
シンガポール	牛	0 通	0 Kg
	豚	0 通	0 Kg

2 と畜検査業務の概要

(1) と畜検査の概要

と畜場法に基づき、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)から、と畜検査員を命じられた獣医師の資格を持つ職員が、食用に供する目的でとさつ解体される獣畜に対して行う検査を、と畜検査と言います。

ア と畜検査の流れ



※ TSEとは伝染性海綿状脳症(Transmissible Spongiform Encephalopathy)のことで、TSE検査は牛、めん羊及び山羊に対して行うTSEの有無についての検査です。

令和3年3月31日現在では、生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の神経症状又は全身症状を呈する牛、並びに月齢に関わらず生体検査において臨床症状を呈するめん羊及び山羊に対してスクリーニング検査を実施しています。

スクリーニング検査で陽性となった場合は国が指定する専門機関に検体を送り、確認検査が実施され、確認検査でも陽性であった場合は専門家会議が開かれて確定診断が行われます。

イ 精密検査について

と畜場内での検査では判定が困難である場合は検査保留とし、解体された獣畜の一部を検体として持ち出して、越谷市保健所の3階にある精密検査室でより詳細な検査を実施してから総合的に判断をしています。

保留の際に行う精密検査には、腫瘍や炎症、変性等の判定を行う『病理学検査』、細菌等による疾病の判定を行う『微生物検査』、尿毒症や黄疸等の判定を行う『理化学検査』の3種類の検査があり、状況に応じてそれぞれ必要な検査を実施しています。

(2) 稼働日数及びと畜検査頭数

ア 年間稼働日数

と畜場名	年間	土曜日※	日曜日※	祝祭日※
越谷食肉センター	242	1	1	11

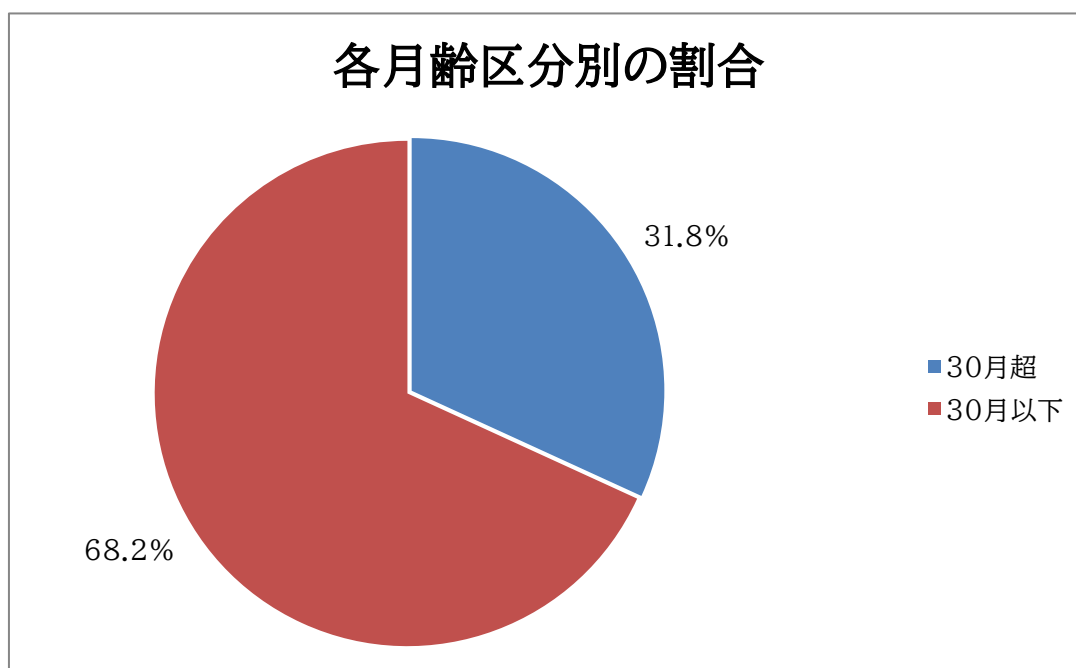
※再掲

イ 獣種別と畜検査頭数

と畜場名	牛	仔牛	馬	豚	めん羊	山羊
越谷食肉センター	2,736	0	0	180,789	0	0

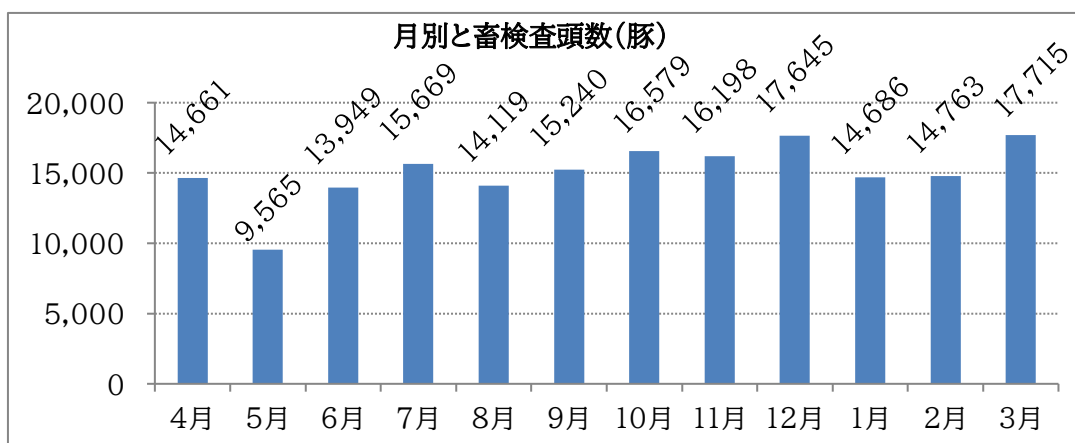
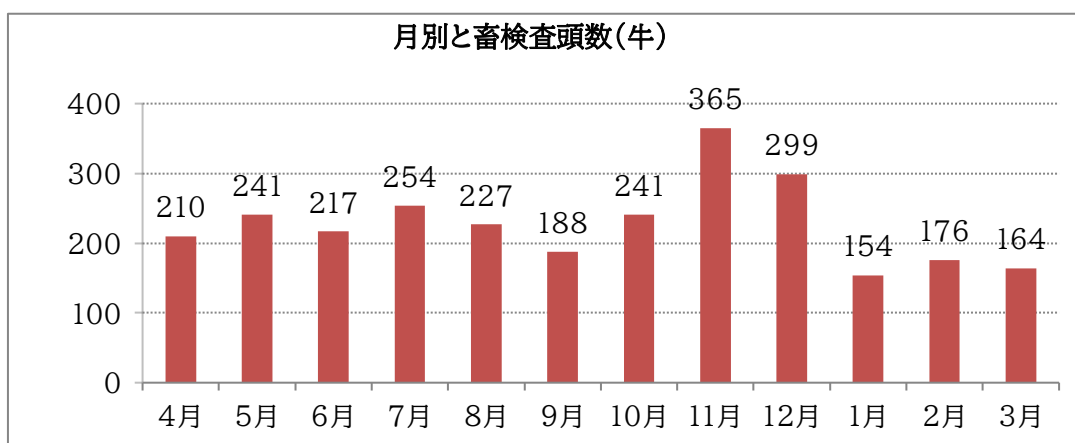
ウ 牛の月齢区分別と畜検査頭数

と畜場名	牛		
	総数	30月超	30月以下
越谷食肉センター	2,736	871	1,865



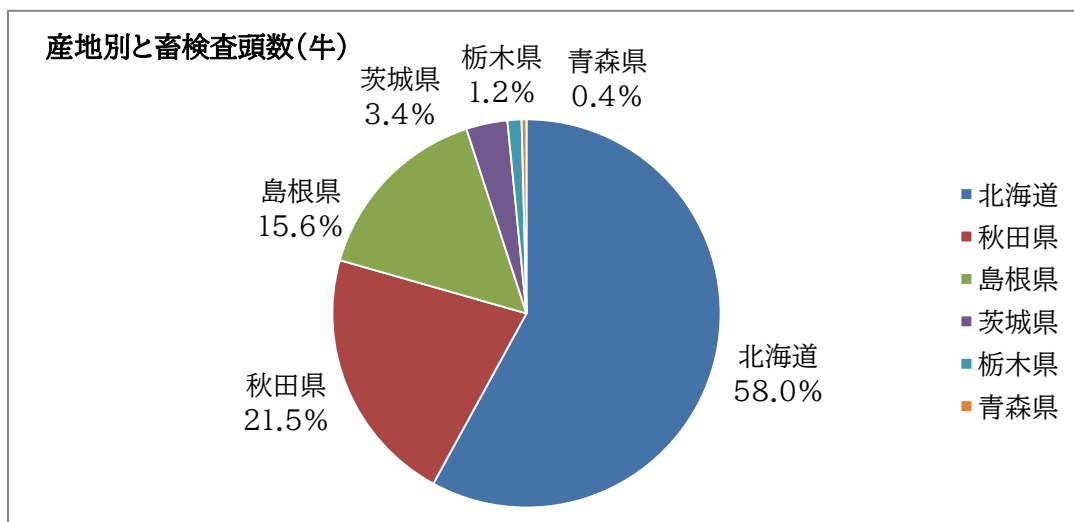
エ 月別と畜検査頭数

越谷食肉センター	牛	仔牛	馬	豚	めん羊	山羊
4月	210	0	0	14,611	0	0
5月	241	0	0	9,565	0	0
6月	217	0	0	13,949	0	0
7月	254	0	0	15,669	0	0
8月	227	0	0	14,119	0	0
9月	188	0	0	15,240	0	0
10月	241	0	0	16,579	0	0
11月	365	0	0	16,198	0	0
12月	299	0	0	17,645	0	0
1月	154	0	0	14,686	0	0
2月	176	0	0	14,763	0	0
3月	164	0	0	17,715	0	0
合計	2,736	0	0	180,789	0	0

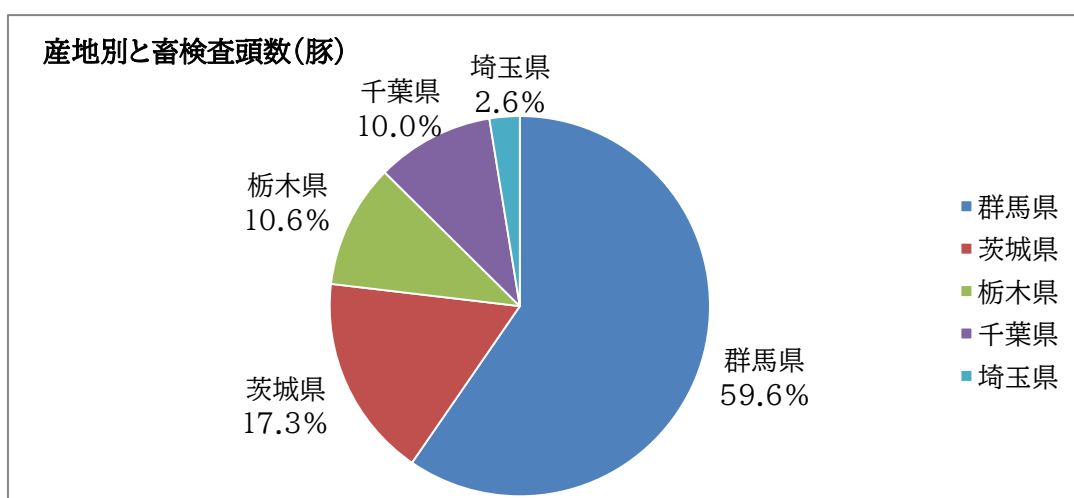


才 産地別と畜検査頭数

都道府県		北海道	青森県	秋田県	茨城県	栃木県	島根県	合計
牛	頭数	1,586	11	587	94	32	426	2,736
	%	57.97	0.40	21.45	3.44	1.17	15.57	100

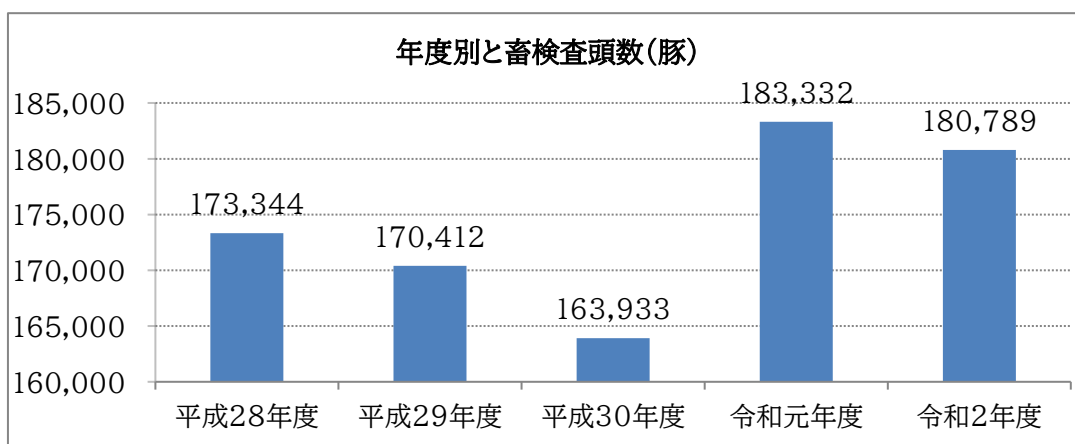
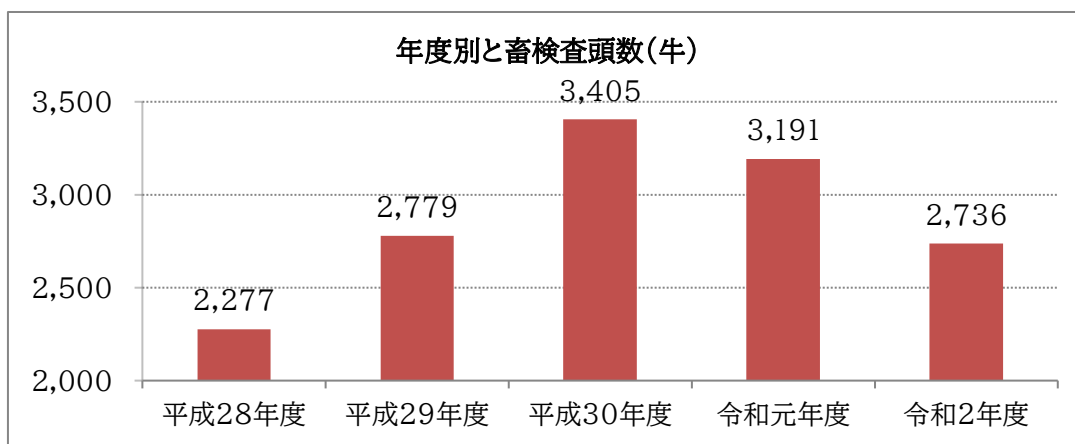


都道府県		茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	合計
豚	頭数	31,223	19,083	107,747	4,639	18,097	180,789
	%	17.27	10.56	59.60	2.57	10.01	100



カ 年度別と畜検査頭数

越谷食肉センター	牛	仔牛	馬	豚	めん羊	山羊
平成 28 年度	2,277	0	0	173,344	0	0
平成 29 年度	2,779	0	0	170,412	0	0
平成 30 年度	3,405	0	0	163,933	0	0
令和元年度	3,191	0	0	183,332	0	0
令和 2 年度	2,736	0	0	180,789	0	0



(3) とさつ禁止又は廃棄したものの原因

畜種	検査頭数	項目	実頭数	細菌病								ウイルス病		原虫症		寄生虫症			その他の疾病											計				
				炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌症	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疽	水腫	腫瘍	中毒諸症	による汚染	炎症又は炎症産物	変性・萎縮	その他					
牛	2,736	禁止																																
		全部廃棄																																
		一部廃棄	1,472																		17				935	604	140	1,696						
馬	0	禁止																																
		全部廃棄																																
		一部廃棄																																
豚	180,789	禁止																																
		全部廃棄	37	18													2	14						3										37
		一部廃棄	140,949								807										1,175	12			130,548	300	9,106	140,949						
めん羊	0	禁止																																
		全部廃棄																																
		一部廃棄																																
山羊	0	禁止																																
		全部廃棄																																
		一部廃棄																																

3 食鳥検査業務の概要

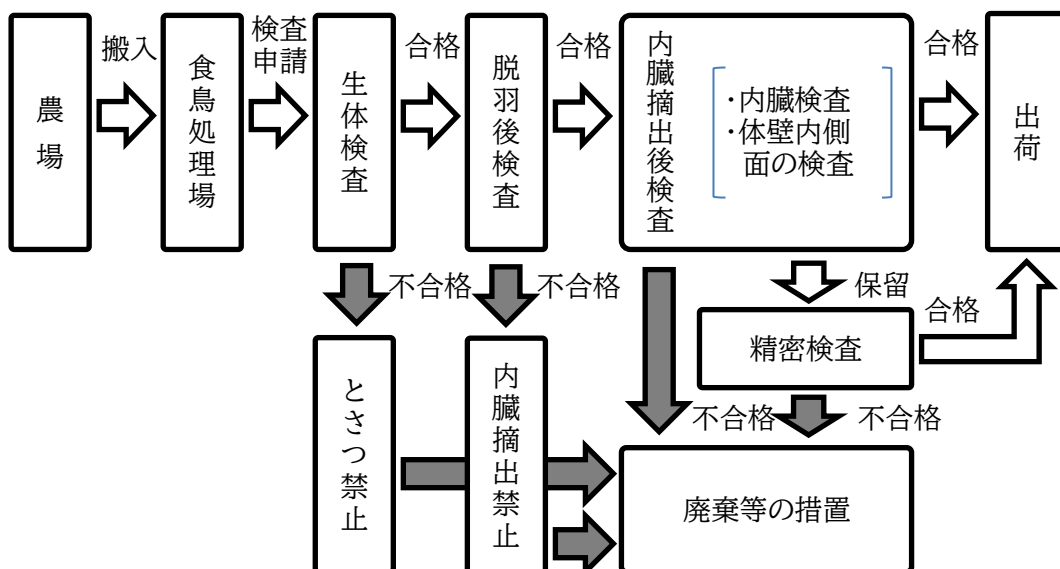
(1) 食鳥検査の概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長、又は特別区にあっては区長。次の各段落において同じ。)が、獣医師の資格を持ち、食品衛生監視員、と畜検査員、狂犬病予防員及び環境衛生監視員である職員のうちから食鳥検査員として指定された職員が、食用に供する目的で食鳥処理される家きんに対して行う検査を、食鳥検査と言います。

ただし、1年間に食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が30万以下であり、食鳥の各状況についての確認規程が都道府県知事の認定を受けた場合は、食鳥処理衛生管理者が食鳥検査に代わって確認を行います。この場合、都道府県知事はこの認定を受けた「認定小規模食鳥処理業者」に対して、必要な技術的な指導及び助言を行います。また、認定小規模食鳥処理業者は、毎月末日までにその前月中に実施した確認の状況を都道府県知事に報告することとなります。

また都道府県知事は、行政からの指定をうけた「指定検査機関」に、食鳥検査の全部又は一部を委任することが出来ます。この場合、指定検査機関は毎月末日までに、その前月中に実施した食鳥検査の結果を都道府県知事に報告することとなります。

食鳥検査の流れ



(2) 指導助言等の実施状況

「越谷市食品衛生監視指導計画」の定めるところにより、管内の認定小規模食鳥処理場施設の監視を行い、必要な技術的指導及び助言を行いました。

項目		数値	
出動回数		6回	
出動延べ人数		10人	
指導 件 数	認定小規模食鳥処理場	生鳥取扱い施設	7件
		上記以外	9件
	届出食肉販売業施設(再掲)		2件
監視時食鳥処理実施施設(再掲)		7件	

(3) 確認状況報告

令和2年度中に、管内の認定小規模食鳥処理場において食鳥処理が行われた家きんの確認状況は次のとおりでした。

項目		成鶏	ブロイラー	あひる	
食鳥処理をした羽数		0	2,200	22,554	
基準に適合しなかった食鳥の羽数		0	0	85	
(内訳)	生体の状況	全部廃棄	0	0	10
	体表の状況	全部廃棄	0	0	4
		一部廃棄	0	0	0
	体壁の内側面の状況	全部廃棄	0	0	28
	内臓の状況	内臓全部廃棄	0	0	38
		内臓一部廃棄	0	0	5

4 精密検査業務の概要

(1) 精密検査の概要

と畜検査及び食鳥検査の際に必要な応じて、より詳細な検査を行う場合やと畜検査不合格として廃棄した獣畜についてより詳細な探索や鑑定を行う場合及びTSE 検査を実施する場合に精密検査を行います。

(2) 精密検査実施状況

ア 精密検査実施頭数

獣種及び検査ごとの実施頭数は、次のとおりです。

検査	牛	豚	
(内訳)	精密検査	4 頭	66 頭
	保留検査	0 頭	61 頭
	鑑定検査	4 頭	5 頭
	TSE 検査※	0 頭	

※TSE 検査については、スクリーニング検査を埼玉県に委託しています。

イ 検査区分別の検査実施状況

保留検査及び鑑定検査については、次のとおり検査を実施しました。

保留及び鑑定検査	頭数	検体数	項目数	
(重複あり)	病理学検査	11 頭	54 検体	220 項目
	微生物検査	61 頭	306 検体	809 項目
	理化学検査	1 頭	1 検体	11 項目

5 衛生指導の実施状況

(1) 衛生指導の概要

と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食肉及び食鳥肉等による食品衛生上の危害の発生を防止するために、「越谷市食品衛生監視指導計画」の定めるところにより衛生指導を行います。

(2) と畜場における枝肉の衛生検査実施状況

とさつ解体処理のすべての工程が終了した直後の枝肉を対象に、表面の拭き取り検査又は切除法による検査(枝肉の表面を無菌的に切り取る検査法)を実施してその結果をと畜場に還元するとともに、必要に応じて衛生指導を行いました。

ア 衛生指標細菌検査の実施状況

獣種	項目	回数	頭数	検体数
豚	生菌数 ^{※1}	13回	65頭	70検体
	大腸菌群数 ^{※2}	1回	5頭	10検体
	腸内細菌科菌群 ^{※3}	12回	60頭	60検体
牛	生菌数 ^{※1}	12回	60頭	70検体
	大腸菌群数 ^{※2}	2回	10頭	20検体
	腸内細菌科菌群 ^{※3}	10回	50頭	50検体

厚生労働省通知に基づき、令和2年6月から一般細菌の検査方法をふきとり検査から切除法に変更するとともに、検査対象を大腸菌群数から腸内細菌科群数に変更し、切除法により検査を行っています。

※1 生菌数とは、細菌汚染状況を示す指標であり、とさつ解体処理における衛生的取扱いの適否等についての評価に用います。

※2 大腸菌群数とは、糞便汚染状況を示す指標であり、とさつ解体処理における汚染防除対策の適否等についての評価に用います。

※3 腸内細菌科菌群には大腸菌群のほかにサルモネラ菌、赤痢菌、エルシニア属菌等の腸管系病原菌が含まれるため、より広範にわたる病原細菌が検出対象となっています。

イ 腸管出血性大腸菌検査の実施状況

獣種	項目	回数	頭数	検体数	結果
牛	腸管出血性大腸菌※1	12回	60頭	120検体	うち1検体で陽性※2

※1 腸管出血性大腸菌 O26、O103、O111、O121、O145 及び O157 を対象に実施。

※2 枝肉消毒前の検体で腸管出血性大腸菌 O157 が検出されましたが、当該牛の枝肉消毒後の検体では腸管出血性大腸菌 O157 は検出されませんでした。

ウ GFAP 検査の実施状況

獣種	項目	回数	頭数	検体数	結果
牛	GFAP※1 残留度	12回	36頭	71検体	うち1検体で検出※2

※1 グリア線維性酸性タンパク(Glial Fibrillary Acidic Protein)は、神経組織に特異的に存在するため、特定部位である脳や脊髄による汚染の指標とされています。

※2 GFAP が検出された枝肉を再度洗浄するよう指導し、洗浄後、再度拭き取り検査を実施したところ、検出限界値未満でした。

(3) 食肉衛生月間の実施状況

食肉及び食鳥肉の適正な衛生管理を確保し、安全性をより向上させることを目的に、7月から8月までの期間を「食肉衛生月間」として、集中的な監視指導や衛生に関する講習会を実施しました。

ア ポスターの掲示

食肉衛生月間の趣旨を関係者に周知するためにポスターを作成し、管内のと畜場に掲示しました。



令和2年度食肉衛生月間ポスター

イ と畜場併設食肉処理場の監視指導

食品衛生法第 50 条の 2(現第 51 条)に規定される衛生管理について、と畜場併設食肉処理場の監視指導を行いました。

ウ 講習会の実施

と畜場の衛生管理責任者、作業衛生責任者及び従業員等に対する講習会を次のとおり実施しました。

実施期間	令和 2 年 8 月 27 日、8 月 31 日
受講者	と畜場従業員及び併設食肉処理場従業員 計 41 名
講習内容	・と畜場の HACCP ・外部検証について ・外部検証結果について～細菌検査等～

エ 食肉等輸送車の衛生監視指導

管内と畜場から食肉及び内臓を搬出する輸送車を対象に、車両内の拭き取り検査及び衛生指導を行いました。

実施期間	令和 2 年 7 月 27 日から 8 月 31 日まで
実施車両数	12 台
実施内容	・輸送車の設備の確認と衛生管理状況の聞き取り ・拭き取り検査による生菌数及び大腸菌群数の測定
検査結果 (100cm ² あたり)	生菌数:1 千以上 6 台、検出限界以下 6 台 大腸菌群数:検出限界以下 12 台
指導内容	拭き取り検査の結果をもとに、小まめな洗浄消毒の励行等の指導を行った。

オ と畜場使用水の残留塩素濃度測定

井水を使用している管内と畜場に対し、水道法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号に規定する基準を満たしているか検査を行いました。

検査方法	DPD 法(比色板)による遊離残留塩素測定
検査実施日	令和 2 年 7 月 9 日、7 月 31 日、8 月 17 日、8 月 26 日
検体数	16 検体
検査結果	うち 10 検体で基準値(0.1mg/L)未満
指導後	すべて基準値(0.1mg/L)以上

(4) 牛の特定部位の分別管理

牛のとさつ解体の実施日ごとに行う特定部位の分別管理の確認に加え、舌扁桃の除去が確実に実施されているかを確認する目的で、牛の舌の精密検査を実施しました。

検査方法	病理組織学的検査(HE 染色)
検 体	舌扁桃除去作業後に最前位有郭乳頭部から舌根部にかけて、等間隔に左 10 箇所、右 9 箇所、計 19 検体を切片にして検査を行った。
検査結果	すべての検体で扁桃組織を認めなかった(すべて陰性)

6 研修会、会議等

令和2年度は下記の研修会、講習、及び会議等に参加しました。

No.	月日	名称	参加者
1	5月	令和2年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会総会及び所長等会議(書面開催)	
2	6月	令和2年度家畜畜産物衛生対策協議会(書面開催)	
3	8月	令和2年度全国食肉衛生検査所長会議及び第56回全国食肉衛生検査所協議会全国大会(書面開催)	
4	10月	第38回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会 総会及び研修会(書面開催)	
5	10月	関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会(書面開催)	
6	10月	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会 令和2年度総会・研修会(書面開催)	
7	10月	第14回埼玉県内食肉衛生検査所等精密検査技術検討会(書面開催)	
8	11月	令和2年度関東甲信越静地区食肉衛生担当者会議(書面開催)	
9	11月	全国食肉衛生検査所協議会病理部会 第77回病理研修会(書面開催)	
10	11月5日、6日	HACCP指導者養成研修会	1名
11	1月	令和2年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会(オンライン開催)	
12	2月	令和2年度1県3市食肉衛生技術研修会(書面開催)	
13	3月	特定家畜伝染病防疫対策連絡調整会議(書面開催)	

7 調査研究

令和2年度は下表の題について調査研究を行い、その成果を「令和2年度埼玉県・さいたま市・川口市・越谷市食肉衛生技術研修会」にて発表しました。

No.	題名	発表者
1	糞便付着による牛枝肉細菌汚染状況の外部検証と対策	丹 貴恵子

8 参考資料

(1) 越谷市食肉衛生検査所処務規程

平成 27 年 3 月 31 日訓令第 11 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日訓令第 5 号

(趣旨)

第1条 越谷市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)の処務については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 検査所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) と畜検査に関すること。
- (2) 食鳥検査に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可、指導等に関すること。
- (4) 食鳥処理の事業の許可、指導等に関すること。
- (5) と畜場に併設する食肉処理施設の監視指導に関すること。

(職員)

第3条 検査所に所長その他必要な職員を置く。

(職務権限)

第4条 所長は、上司の命を受け、検査所の業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 所長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代行する。ただし、重要又は異例な業務については、上司の指示を受けなければならない。

3 職員は、上司の命を受け、担当する事務を処理する。

(事務分担)

第5条 職員の事務分担は、所長がこれを定める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年訓令第 5 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 越谷市事務専決規程(抜粋)

平成30年3月31日規則第15号

最終改正 令和3年3月31日規則第10号

(部長等の個別専決事項)

第8条 部長、課長及び施設長の個別専決事項は、別表第3のとおりとする。

別表第3(第8条関係)

3 施設長の個別専決事項

専決権者	専決事項
食肉衛生検査所長	1 と畜場に係る処理頭数の制限、検査、持出しの許可、措置、報告の徴収、立入検査及び届出の受理に関すること。 2 食鳥処理事業及び食鳥検査に係る検査、措置、報告の徴収、立入検査及び届出の受理に関すること。 3 と畜場における牛海綿状脳症に係る検査並びに牛の特定部位の使用及び焼却の免除の許可に関すること。 4 と畜場に併設された食肉処理業の許可を有する施設に係る立入検査及び措置に関すること。

(3) 越谷市手数料条例(抜粋)

平成12年3月31日条例第8号
最終改正 令和3年6月28日条例第28号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(徴収する手数料)

第2条 市長は、別表に定める手数料を徴収する。

別表(第2条関係)

2 衛生手数料

(5) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)関係

ア 第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第4条第1号に規定する衛生証明書に限る。)の発行の申請に対する審査

衛生証明書発行申請手数料 870円

イ 第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査

適合施設認定申請手数料

(ア) 現地調査を要する場合 20,900円

(イ) 現地調査を要しない場合 10,400円

(20) と畜場法(昭和28年法律第114号)関係

ア 第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査

一般と畜場設置許可申請手数料 23,000円

イ 第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査

簡易と畜場設置許可申請手数料 11,000円

ウ 第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査

と畜検査手数料

(ア) 生後1年以上の牛又は馬 1頭につき700円

(イ) 生後1年未満の牛又は馬 1頭につき300円

(ウ) 豚、めん羊又は山羊 1頭につき300円

(21) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)関係

ア 第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査

食鳥処理事業許可申請手数料 20,000円

イ 第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査

食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料 11,000円

- ウ 第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査
食鳥検査手数料 1羽につき5円
- エ 第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査
確認規程認定申請手数料 5,700円
- オ 第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査
確認規程変更認定申請手数料 2,500円

令和2年度 事業概要

発行 越谷市保健所生活衛生課食肉衛生検査所

〒343-0012

埼玉県越谷市増森一丁目5番地1

電話 (048)969-8522(直通)

F A X (048)969-8521

E-mail shokuniku@city.koshigaya.lg.jp